

《講 演》

アメリカ連邦情報自由法における相反利益の比較衡量

カール・F・グッドマン<sup>(1)</sup>

天 野 淑 子(訳)

一 連邦情報自由法の概要

1 制定過程

連邦情報自由法 (Freedom of Information Act)<sup>(2)</sup> は、一九六六年に、連邦議会によって可決され、大統領が署名して成立した。政府保有情報の開示を個人に認め、政府がどのように行政活動をおこなっているかを審査するという法律の制定に政府自らが着手するというのは、普通はみられないことで、政治的にも行政的にも大胆な行為であった。政府にとって、行政内部の事務事業を明らかにするような立法に参加するのは実に異例のことであり、このことは、恐らく、連邦政府の立法機関である議会が同法の対象になつていないという点を説明しており、政治的及び行政的に大胆な当該行為の限界であったといえるであろう。

ともかくも、政府文書または政府保有文書へのアクセス権を公衆に与え、その結果、情報を与えられた公衆は政府の活動をよりよく監視することができるというのが、連邦情報自由法の目的である。同法の目的は崇高であり、また、ある意味で、民主的な政府の第一歩でもある。最近の第二連邦控訴裁判所の判決は、同法を会議公開法(sunshine law)とみなし、「連邦情報自由法は、前提として、国民こそが唯一の正当な権限の源であり、政府機関が有する諸権限の根拠となる憲法典も、国民に由来するのである」という起草者の意思を有している」と述べている。<sup>(3)</sup>同高裁は、起草者の一人であり後に合衆国大統領となる James Madison の次の書簡に言及している。

「人民が情報を持たず、また、情報を取得する手段も有しないならば、人民による政府といっても、それは茶番か悲劇であり、恐らくその両方であろう。知識は永遠に無知を支配するであろう。人民自らが統治者であろうとするならば、知識の与える力で武装しなければならない。」

連邦情報自由法が国民に保障しようとしているのは、まさに、このような「知識」であるといえるだろう。

## 2 適用除外事由

連邦情報自由法が、達成目標としてこのような崇高な目的を有しているのは明らかで、この目的は、概して理解されておき、連邦情報自由法は文書を開示する方向で広く解釈されてきた。<sup>(4)</sup>勿論、政府の保有する総ての文書が、公衆一般に開示されるわけではない。連邦情報自由法には9つの適用除外事由が設けられており、この適用除外事由に該当する文書は開示しないことができる。ここで重要な意味をもつのは、「開示しないことができる(may be withheld)」という表現である。これは、たとえ当該文書が適用除外事由に該当する場合であっても、不開示は単に許容的(permissive)なのであって、一定の状況下では、当該文書を開示することができるという意味である。このような適用除外は、おおまかにいって、次のような文書に分類される。

- ① 国防または外交政策文書として秘密指定が正当に行われているもの
  - ② 行政機関の内部的な人事規則及び慣行に関するもの
  - ③ 他の制定法により、特に開示が免除されているもので、その制定法が、当該事項の不開示を要求しているもの、または不開示の基準を設けているか若しくは不開示の類型を明確に定めているもの
  - ④ 営業上の秘密及び第三者から取得されたもので秘匿権が認められまたは秘密に属する商業上または金融上の情報
  - ⑤ 行政機関との訴訟において、行政機関以外の当事者は取得できない、行政機関相互または行政機関内部の党書若しくは書簡（一般的にいつて、ここでいう文書とは、アメリカの訴訟制度の中で適用される非常に広範な開示手続 (discovery rules) の下でも開示されないものをいう）
  - ⑥ 開示によって、個人のプライバシーに対する不当な侵害となる人事または医療に関するファイル、及びその他のファイル
  - ⑦ 秘密の情報源及び捜査技術を保護するために、そして、公平な裁判を受ける個人の権利を保護し、個人のプライバシーに対する不当な侵害から個人を保護するために設けられた法執行に関する情報
  - ⑧ 金融機関に関する文書
  - ⑨ 油井などの情報を保護するための地質学的なデータや地図
- これら適用除外事由は、「公開を原則とする」という連邦情報自由法の趣旨に反することから、連邦情報自由法訴訟の初期段階では、「各裁判所は適用除外事由を狭義に解釈すべきである」<sup>(5)</sup>と、最高裁判所は判示している。
- 3 運用状況
- 同法の運用方法は、かなり容易であると予想され、実施に移された。文書の開示請求者が政府機関に請求をし、行

政機関はかなり短期間に文書の開示をすると予想されていた。開示される文書の複写にかかる費用を回収するために、政府は開示請求者にこれら費用を請求する権限を与えられていたが、しかし、開示を促進するという国の政策を強調するために、行政機関はこのような料金の請求をしないで、無料でコピーを渡すこともできた。残念ながら、同法の運用はそれほど簡単ではなかった。

まず最初に、文書の開示を請求する者に制限がないことである。開示請求時に、窓口で、開示の必要性や目的を提示することは求められない。どんな理由でも、あるいは全く理由がなくても、何人も文書を請求することができる。

その結果、行政機関になされる請求件数を制限する方策はない。更に、事実上、開示請求者に費用の負担はかからないので、請求をする前にもう一度考えてみる必要もなかった。その結果として、毎年、膨大な開示請求がされている。

次に、議会は連邦情報自由法を可決していながら、行政機関が同法を運用するための財源を確保していなかった。

この誤りは、同法の運用経費に関する議会の非現実的な予測によるものであったといえだろう。開示請求は少数であろうと予測していたために、同法の運用にかかる経費も少額で、せいぜい年間五万ドル程度と予測していた。ところが実際には、年間経費は、四七〇〇万ドル〜二億五〇〇〇万ドルを要している。<sup>(6)</sup>このような経費の負担は、行政機関の財源を圧迫し、財源の奪い合いとなり、行政機関の実質的な武器は、連邦情報自由法利用者に向けられている。つまり、開示請求に対する未処理分が大量に生じる結果となったのである。

しかし、最も重要なことは、連邦情報自由法を実際に運用してみると、連邦情報自由法の情報開示による民主主義支持の側面が後退していったという事実である。一九八一年の司法省の報告によると、開示請求の八〇%が企業の代理人またはその弁護士からの請求であり、わずか五%がジャーナリスト、学者及び公衆のための利益団体からの請求である。このことは、各企業が、競合企業に関する政府保有情報あるいは政府作成情報は競合企業情報として有益な

情報源であると認識しているという実態を反映している。連邦情報自由法を支配しているのは、商業上の情報あるいは政府とは関係のない性質の情報を入手しようとする企業のこのような企てなのである。

## 二 開示及び不開示による利益の比較衡量

政府が保有する「個人情報」または「商業上の微妙な情報」も、連邦情報自由法に基づいて開示請求することにより、入手することが可能であると判明した。そこで、政府保有情報を入手する公衆の権利と、秘密に属する情報の不当な開示から保護されるべき競合企業及び個人の権利との間の適切な比較衡量を行うために、適用除外事由(b)(3)、(b)(4)、(b)(6)、(b)(7)が設けられている。しかし、これら適用除外事由によって、特に適用除外事由が狭く解釈されて情報の開示という政策が最優先された場合に、はたして適切な比較衡量を行うことができるであろうか？

### 1 プライヴァシーに関する最高裁の判断

連邦情報自由法に関する初期の判決は、全面的開示に関心があつたが、その後、変更がみられるようになり、各裁判所は、政府とは関係のない第三者の重要なプライバシーという利益を開示から保護すべきであると認識するようになった。このような変更は、個人のプライバシーを扱った最近の二件の最高裁判決で明快に述べられており、將來、微妙な商業上の情報を保護するために適用されることも考えられる。

先述の二件の最高裁判決である Department of Justice v. Reporters Committee (以下、Reporters Committee 判決<sup>(7)</sup>)及び Department of Defense v. Federal Labor Relations Authority (以下、FLRA 判決<sup>(8)</sup>)は、個人のプライバシーに関する最高裁判所の判断を明らかにしており、プライバシーが侵害される場合には連邦情報自由法による開示は制限されなければならないことを判示している。<sup>(9)</sup>

## (1) Reporters Committee 判決

Reporters Committee 事件は、連邦捜査局のあるファイルを入手するために、信頼できる情報収集組織が開示請求したものである。当該請求者は、四名の個人名が記載されている逮捕記録、起訴、釈放、有罪等の掲載された刑事上の文書の開示を求めた。この種の情報は、行政機関相互間でデータを共有するために任意で、州及び地方公共団体の法執行機関からFBIが取得したものであった。四名の内の三名に関する情報については、彼らがすでに死亡していたことからプライバシー保護の利益はなく、FBIは請求を拒否する理由なかった。しかし、残る一名に関する情報については、FBIは開示を拒否した。最高裁判所は、FBI及びプライバシーの利益を保護したのである。

FBIが依拠した適用除外事由(b)(7)は、法執行目的のために集積された記録で、不当なプライバシー侵害になると合理的に予測できる場合の規定である。この適用除外を適用するに当たつての当裁判所の理由は有益であり、次のように判示している。

まず最初に、「開示請求者が誰であるかは、請求者に有利に作用するものではない」とした。そこで、信頼できる情報収集組織が当該情報の開示を求めたということは、この場合、諾否には何の関係もないとした。当該記録は、適用除外事由によつて保護されるか、または保護されないかのどちらかであり、開示請求者が誰であるかは全く重要ではないと判断した。

次に、連邦情報自由法の意図について、「政府の活動を知らされる市民の権利に集約されるのであり、行政機関の義務の履行に光を当てる公文書は、明らかに法律の目的の範囲内にある。しかし、この目的は、政府の様々なファイルに集積されている情報であっても、行政機関自らの活動を明らかにするものとは全く関係がないような、個人的な市民情報を開示することによつて達成されるのではない」とした。また、最高裁判所は、「連邦情報自由法の中心的目

的は、政府の活動を公衆の鋭い監視 (scrutiny) の前に明らかにすることの保障であつて、たまたま政府の倉庫にある個人的な市民情報を開示することではな<sup>(11)</sup>」ともしている。

## (2) FLRA 判決

このような Reporters Committee 判決の解釈は、FLRA 判決における最高裁判決の基礎ともなっている。本件は、連邦政府の職員を代表する労働組合が、連邦職員の氏名及び住所を入手するために、連邦情報自由法により開示請求した。本件判決及び Reporters Committee 判決以前においては、このような事案を扱う総ての連邦控訴裁判所は、労働組合には当該情報の開示を求める権利があったとしていた。しかし、最高裁判所は、判決を覆したのである。当裁判所の解釈は、明らかに Reporters Committee 判決に基づいており、判決理由は、次の通りである。

まず最初に、裁判所は、「開示による公益と、議会が適用除外事由によって保護しようとした利益とを比較衡量しなければならぬ」とした。

次に、開示に足る「唯一の」公益は、Reporters Committee 判決で確認された利益であり、それは、「開示することによって、政府の運営及び活動を公衆が理解するのに大いに寄与する」という連邦情報自由法の中心的目的に役立つ場合である」とした。

最後に、プライバシーの侵害が正当であるか否かは、開示請求がなされた目的によるのではない、と判断した。

## 2 商業上の情報に関する裁判所の判断

以上の事案は、個人のプライバシーと開示が問題となる場合に行われる比較衡量について扱ったものであるが、他の裁判所では、商業上の情報が問題となる適用除外事由(b)(4)の場合に行われる比較衡量について検討している。この問題に関して、一般に認められているアプローチを National Parks v. Morton (以下 National Parks 判決と<sup>(12)</sup>

う)に見ることができようであらう。

(1) National Parks 判決

National Parks 判決は、「連邦情報自由法の下で最もよく引用される『秘密に属する』という文言の解釈<sup>(13)</sup>」について言及している。National Parks 事件で、請求者は、内務省管轄になる国立公園で営業許可を得て営業していた企業に開示する情報の開示請求を行った。同省は、当該情報が「第三者から取得した秘密に属する商業上の情報」について規定する適用除外事由(b)(4)に該当するとして、開示を拒否した。当該情報が、アンケート調査によって企業から取得したものであることから、第三者から取得したものであり、商業上の性質をもつ情報であることに問題はない。争点は、当該情報が「秘密に属する」かどうかであった。「秘密に属する」という文言の解釈に当たって、裁判所は、客観的な基準を示しており、開示によって、次の①または②のいずれかに該当する場合は、その商業上または金融上の情報は「秘密に属する」情報である、とした。つまり、開示によって、「①将来必要な情報を収集する政府の能力を損なうおそれがある場合、または、②情報を提供した第三者の競争上の地位に実質的な損害をもたらすおそれがある場合<sup>(14)</sup>」であるとした。

(2) Critical Mass 判決

National Parks 判決で示された<sup>(15)</sup>のような解釈は、適用除外事由(b)(4)に関する争点についての連邦高裁の判例法となった。しかし、一九九二年、Critical Mass Energy Project 判決<sup>(15)</sup>（以下、Critical Mass 判決としよう）において、同じ連邦高裁が、National Parks 判決にいう①の判断基準について検討し、召喚令状(subpoena)に応じる場合のように提出を義務付けられた情報ではなくて、任意に政府に提供された情報については、「秘密に属する情報」に関して、異なった判断基準を示した。任意に提供された情報は、政府への任意による情報の流入を保護するという当然の必要

性から、より大きな保護を受ける権利があるのであり、適用除外事由に該当する可能性が大きくなる、とした。任意提供情報を保護しなければ、提供者はどのような情報を提供しなくなるので、必要な情報を収集する政府の能力が損なわれる<sup>(16)</sup>と判断した。任意提供情報をもつと十分に保護するという意図を達成するために、裁判所は、「任意に政府に提供された金融上または商業上の情報は、情報提供者が慣行として公衆に開示してこなかった場合、適用除外事由(b)(4)にいう『秘密に属する情報』<sup>(17)</sup>である」と判示した。提出を義務付けられた情報とは違って、任意提供情報は、情報提供者に実質的な損害をもたらすおそれがあるという必要はない。しかし、強制提出情報が問題となるときは、実質的な損害という基準が問題となり、これは、ほとんどの控訴裁判所で一般的に容認されている基準である。<sup>(18)</sup>

### (3) 任意提供情報の問題点

National Parks 基準を修正した Critical Mass 基準が適用される場合であっても、当該情報がどのように「任意に」提供されたのかについては問題が残る。これは、そう簡単な問題ではない。例えば、McDonnell Douglas v. EEOC<sup>(19)</sup>において、EEOC (Equal Employment Opportunity Commission、雇用機会均等委員会)による調査の過程で、McDonnell Douglas 社が EEOC に提供したある情報に対して開示請求がなされた。EEOC は召喚状を発して文書の提出を命じたが、McDonnell Douglas 社は召喚令状に異議申立をして、情報の提供を拒否した。両者間での交渉の後、McDonnell Douglas 社は EEOC に提供することに同意した。EEOC は、当該資料は召喚令状による強制の下に提出されたのだから、National Parks 基準に該当し、Critical Mass 判決による例外には該当しないと主張した。しかし、裁判所は、(当該文書の保護を主張する McDonnell Douglas 社の議論に関して)両者の交渉の結果提供されたのだから、当該文書は任意に提供されたことになり、Critical Mass 基準が適用されると判示して、開示を否定している。

Cortez III v. NASA<sup>(20)</sup> おおづも、連邦地裁は Critical Mass 基準を採用している。航空宇宙局は、当該情報の提出を要求することができたが、しかし、航空宇宙局は強制提出という形式をとらなかつた。逆に、航空宇宙局の契約担当官は、Cortez 社の方から進んでデータを提供するかどうかを尋ねた。このような経緯から、当該データは任意に提供されたものと判断されたのである。

### 三 最高裁判決の影響

#### 1 National Parks 基準及び Critical Mass 基準との関係

FLRA 判決は、National Parks 判決の再評価を求めたのであろうか？ 連邦情報自由法に関する訴訟の初期段階で、一九七四年に出された National Parks 判決は、連邦情報自由法の原則公開という側面を強調し、また、同法の適用除外事由を狭く解釈することを強調して、商業上の秘密に属する情報の問題に関する分析をしている。このように適用除外事由を狭義に解釈しながら、当裁判所は、同法のそれぞれの適用除外事由によって保護される利益が何であるかを検討した結果、効率的な行政の運営とある種の情報の秘密の保持が保護される利益に該当するとした。適用除外事由に該当するというためには、開示されようとしている商業上の情報の提供者（または開示する立場にある行政機関）が、「開示によって、秘密にしてきた正当な個人の利益が損なわれるおそれ」があり、当該利益は実質的な競争上の利益である旨を証明しなければならない。

Reporters Committee 判決及び FLRA 判決は、National Parks 判決とは異なる分析方法をとっている。これら二件の裁判例は、適用除外事由によって保護される目的を狭義に解釈するというやり方ではなく、連邦情報自由法自身の目的に注目した。そして、連邦情報自由法の目的は、政府の運営や活動についての公衆の理解に重大な寄与をする

ということであるとした。もしも、開示請求された情報が、政府の運営や活動に関するものでなければ、開示による公益は「存在しない」ということになり、開示及び不開示による利益の比較衡量は、議会が適用除外によって保護しようとした利益の方向に傾くことになる。営業上の秘密及び秘密に属する商業上の情報の範疇では、適用除外によって保護される利益とは、常例として公衆に開示されていないような商業上の情報であろう。

言い換えるならば、FLRA判決は、連邦情報自由法の適用除外の範囲を決定するに際して考慮されるべき一つの要因として、請求されている情報の「性質」があるという点を明らかにした。すなわち、政府の運営状況を明らかにするような情報であるなら、これを開示する公益は存在するが、逆に、政府の運営状況を明らかにするような情報ではないなら、連邦情報自由法の中心的目的とは評価されないので、当該情報の開示は、同法の支持する「開示による公益」には該当しないことになる。Reporters Committee 判決の趣旨を言い換えると、「連邦情報自由法の中心的目的は、政府の活動を公衆の鋭い監視の前に明らかにすることの保障であって、たまたま政府の倉庫にある個人的な市民情報の開示を保障することではない」ということになるが、はたして十分な論証になり得たであろうか？ もしもこのようなアプローチがとられるのなら、当該情報が、開示によって連邦情報自由法の実現するような種類の情報であることを証明しない限り、National Parks 判決によって示された①と②の判断基準、及び Critical Mass 判決による National Parks 基準の制限という判断基準は、適用されないことになる。FLRA判決によると、個人の住所は開示されないことになるが、そのような住所は地方の電話帳で容易に知ることができる。また、Reporters Committee 判決によると、有罪判決の記録も開示されないことになるが、有罪判決が出されていれば裁判所の公文書として容易に入手することができる。そこで、商業上の情報についても、政府の倉庫やファイルにたまたま存在するという理由だけで開示されるべきではないのか否か、議論する十分な根拠となる。Reporters Committee 判決及び FLRA 判

決のどちらをも、個人情報の開示がその個人に実質的な損害をもたらすおそれがあるという事実認定に依拠するのではなく、むしろ、当該情報が行政機関の義務の履行とは関係がないという事実<sup>(22)</sup>に依拠している。そうすると、政府ファイルにある商業上の情報についても、行政機関の義務の履行とは関係がない場合、企業に関する商業上の内密の利益を保護するための開示・不開示の各利益の比較衡量は、不開示の方向に傾くであろうことは必然であるといえるだろう<sup>(21)</sup>。

## 2 Sheet Metal Workers 判決

最近、個人のプライバシー情報に関して、再評価が行われている。Sheet Metal Workers v. Department of Veterans Affairs<sup>(22)</sup> (以下、Sheet Metal Workers 判決としよう)は、このような変更のよい例証である。一九八八年、I B E Wと称される訴訟<sup>(23)</sup>で、第三連邦控訴裁判所は、連邦情報自由法に基づき、政府と契約関係にある企業の労働者に関する情報を労働組合に開示するよう行政機関に命ずる判決をした。従業員の名・住所を開示する目的は、労働法が適切に適用されているか否かを労働組合に監視させるためだった。しかし、一九九八年、第三連邦控訴裁判所は、Reports Committee 判決及びF L R A判決を引用しながら、異なった見解を示して次のように判示した。

まず、「Reporters Committee 判決及びF L R A判決で示された最高裁の見解を考慮し、最近の連邦控訴裁判所の判決を検証した結果、I B E W判決で示された当裁判所の判断を修正する」とした。

F L R A判決が、「開示に足る『唯一の』公益は、開示することによって、政府の運営及び活動を公衆が理解するのに大いに寄与するという連邦情報自由法の中心的目的に役立つ場合である」としている部分を引用しながら、Sheet Metal Workers 判決は、「氏名・住所・その他類似の個人情報の開示は、退役軍人省の行政運営について何も明らかにするものではない」としたのである<sup>(24)</sup>。

### 3 今後の展開

このようなアプローチは、<sup>(25)</sup>もはや National Parks 基準及び Critical Mass 基準を考慮する理由は存在しないことを意味するのであろうか？ 私は、そうではないと考える。これらの判断基準は、現在も重要な効力を有しているといえるであろう。National Parks 基準及び Critical Mass 基準は、商業上の情報が行政機関の義務の履行に関係がある状況下では適用される。そのような商業上の情報が、連邦情報自由法の意図した目的に該当する場合、つまり、行政機関の義務の履行に関係がある場合、裁判所は、開示の重要性にも拘わらず、開示すべきでない他の要因があるかどうかという問題に、当然ながら直面することになる。その場合、といつても、政府の運営状況が、ともかくも開示請求された商業上の情報に表わされているという意味において、開示による利益のあることが証明された場合だけ、裁判所は、知る権利という公益と秘密に属する情報を保護するという民間企業の利益とを比較衡量することを要求される。このとき、National Parks 判決にいう二つの基準のいずれかに該当する場合のみ、または任意に提供された情報が含まれるために限定的な Critical Mass 基準に該当する場合のみ、比較衡量は不開示の方向に傾くことになるであろう。

### 四 ま と め

連邦情報自由法を支持した人々は、連邦情報自由法が商業上の競合関係者やその弁護士によって、公衆には入手できないような競争相手の秘密に属する商業上の情報を入手する手段として悪用されるということを予想できなかったのは明らかである。連邦情報自由法の起草者が、将来のビジョンを欠いていたことから、同法運用にかかる実際の経費の予測を誤ることになった。開示請求の八〇%が企業の代理人またはその弁護士からのものであり、わずか五%が

公衆のための利益団体、あるいは伝統的にその代理であるマスコミ及び学者からのものであるとき、連邦情報自由法の意図が損なわれていることは明らかである。連邦情報自由法が、そもそも保護する予定ではなかった人々による同法の濫用によって、同法が保護する予定だった人々に大きな悪影響を与えている。同法を施行するに当たって、行政機関に負わされている経費のために、悪影響が生じている。例えば、実際に開示されるまでに長期間待たされることや、膨大な未処理分、そして、本当に保護する必要がある情報を開示しないようにするための官僚の努力等である。Reporters Committee 判決及び F L R A 判決のように、連邦情報自由法の開示条件を限定しながら、他方で、適用除外事由を広義に解釈することは、民主主義のもとにある公衆が必要としている中心的な情報の開示を促進するためには、実際に良い効果がある。すなわち、「自分たちの政府が何をしているのか」、政府は現実にとのように機能しているのか、行政の運営はどのように実施されているのか等に関する情報については、開示を促進することになった。しかし、今後、下級裁判所が F L R A 判決を採用していくと、先述のような問題は残されたままである。つまり、Reporters Committee 判決以前では、F L R A 事件で問題となったような職員の自宅住所について、総ての連邦控訴裁判所はその開示を行政機関に命じてきたという点である。連邦情報自由法の起草者は、膨大な未処理分を抱える状況や経費の問題に代わって、「政府が何をしているのか」とか政府はその機能をどのように発揮しているのかを示す情報を、より大量により迅速に開示するという結果となった、このような非常に簡素化された制度にするつもりだったのかを知ることができれば、興味深いことだろう。

【原題】 US Freedom of Information Act and Balancing Conflicting Interests

〔講演者紹介〕 Carl F. Goodman 教授は、司法省及び連邦行政會議に勤務後、ジョージタウン大学及びブルックリン法科大学院の非常勤教授を経て、広島大学法学部教授を務め、現在は弁護士。本稿は、一九九八年一〇月七日、奈良産業大学国際交流会主催により行われた、Goodman 教授の同題講演のもととなった基調ペーパーの邦訳である。

- (1) 元広島大学英米法教授
- (2) 5 USC 552
- (3) *A. Michael's Piano, Inc. v. FTC*, 18 F.3d 138 (2nd Cir. 1994).
- (4) *E. P. A. v. Mink*, 410 US 73 (1973).
- (5) *Department of the Air Force v. Rose*, 425 US 352, 360-361 (1976).
- (6) Wald, *The Freedom of Information Act: A Short Case Study in the Perils and Paybacks of Legislating Democratic Values*, 33 *Emory L. J.* 649, 660 (1984).
- (7) 489 US 749 (1989).
- (8) 114 S. Ct. 1006 (1994).
- (9) 合衆国にはプライバシー保護法があり、同法 5 USC 552 (a) は、政府ファイルの個人に関する種の文書を開示から保護すると規定している。しかし、連邦情報自由法により開示請求された場合、プライバシー法は開示を妨げるものではない。
- (10) ここで市民の権利に言及しているのは興味深い。というのは、開示請求者側の市民の権利という要件は、連邦情報自由法のどこにも見られなからである。
- (11) 489 US at 774.
- (12) 498 F.2d 765 (D.C. Cir. 1974).
- (13) *Miller, etc. v. Department of Energy*, 499 F. Supp. 767, 771 (D. Ore. 1980).
- (14) 498 F.2d at 770.

- (15) Critical Mass II-975 F. 2d 871 (D. C. Cir. 1992), cert. denied, 507 US 984.
- (16) 「当該情報が提出を義務付けられている場合、行政機関の利益は継続的に確実に保障されるが、任意提供の場合、行政機関の利益は継続的に入手可能という程度に保障される」(975 F. 2d at 878)。
- (17) 975 F. 2d at 879.
- (18) National Parks 基準は、一般的に連邦控訴裁判所によって採用されている。Critical Mass 基準は最近の判決であり、また他の連邦控訴裁判所によって採用されているとはいえない。実際、Critical Mass 基準が、他の裁判所によって National Parks 基準と同様に支持されるかどうかは明らかではない。そこで、一般的なルールとして、情報提供者に実質的損害が生じる場合は、当該情報は秘密に属するということになる。情報提供者に実質的損害の生じることが証明されない場合でも、任意提供と二つ点を Critical Mass 基準の適用が問題となることがある。Frazee v. U. S. Park Service, 97 F. 3d 367, 372 (9th Cir. 1996) において、第九連邦控訴裁判所は「National Parks 基準を適用したが、しかし、Critical Mass 基準の適用については今は審理しない」旨、判示している。本件 Frazee 事件で争いとなった文書は任意に提供されたものではなかったため、裁判所は、あくまで Critical Mass 基準の適用について審理しなかつたのである。
- (19) 922 F. Supp. 235, 241 (E.D. Mo. 1996).
- (20) 921 F. Supp. 8 (D. D. C. 1996). 連邦地裁は、Lee v. FDIC, 923 F. Supp. 451 (SDNY 1996) において、政府に提出された文書が、行政機関による強制的審査手続の一環として提出されたものであったことから、任意提供とはみなさず、従来の National Parks 基準を適用した。そして、「当該文書は、OCCの承認手続が開始される前に提出を義務付けられたものであり、はたして、どのような意味において任意提供であったというのか、当裁判所には不明である」とした。
- (21) このようなアプローチについては、連邦情報自由法が開示を原則としているという趣旨に鑑みて、同法を再検討してみる必要があるだろう。再検討するために、最高裁判所は、FLRA判決を更に詳しく検討する必要がある。連邦控訴裁判所が、自らこの問題について再検討することを嫌っていることは次の判決に反映されており、ONDA v. Bible, 83 F. 3d 1168 (9th Cir. 1996) において、裁判所は、政府機関が郵送する郵便物リストの開示を命じた。開示請求されたこのリストには、政府機関が郵送する郵便物の受取人の氏名及び住所が記載されていた。裁判所は、本件にFLRA判決は適用されないとした。それは、当該郵便物リストは、ともかくも、政府の運営を知るのに適した情報であると判断したからである。しかし、反対意見は、この

ような個人的データにはFLRA判決が適用されている。

(22) 135 F.3d 891 (3rd Cir.1998) .

(23) International Bhd. of Elec. Workers Local Union No.5 v. US Dept. of Hous. and Urban Dev., 852 F.2d 87 (3rd Cir.1988) .

(24) 州の情報自由法に関連する同様の「アプローチ」について Kallstrom v. City of Columbus, 136 F.3d 1055, 1067 (6th Cir.1998)

参照。

(25) コロンビア特別区控訴裁判所は、現在も National Parks 基準及び Critical Mass 基準に依拠している。Bartholdi Cable Co., Inc. v. FCC, 114 F.3d 274, 281 (1997) は、「当該情報が秘密に属する情報であるか否かの基準は、情報が任意に提供されたのか強制的に提出されたのかによって異なる。もしも、当該情報が任意に政府に提供されたのであり、情報を提供した第三者が慣行として公衆に開示していなければ、秘密に属する情報となる。Critical Mass 基準によると、情報の提出を義務付けられている場合には National Parks 基準が適用され、開示によって、①将来必要な情報を収集する政府の能力を損なうおそれがある場合、または、②情報を提供した第三者の競争上の地位に実質的な損害をもたらすおそれがある場合のいずれかに該当するときのみ、当該情報は秘密に属する情報となる」旨、判示している。